

平成27年度第1回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年5月29日(金) 新潟支社 会議室		
委員	委員長 吉田 正之(新潟大学法科大学院教授) 委員 石田 英紀(元県職員) 委員 後藤 直樹(弁護士) 委員 澤田 克己(新潟大学法学部教授) 委員 岩崎 英治(長岡技術科学大学教授)		
審議対象期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日		
抽出案件	総件数 5 件	(備 考)	
工 事	一般競争		0 件
	条件付一般競争		1 件
	拡大型指名競争		1 件
	随意契約		1 件
調査等	1 件		
物品・役務	1 件		
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	別紙のとおり		

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【競争参加資格停止等の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>1 工事</p> <p>1) 条件付一般競争入札</p> <p>「磐越自動車道 五十母川橋(PC上部工)工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札状況調書が2枚あり、記載されている技術評価点に違いがあるがなぜか。 ・第2回競争参加資格等審査委員会の委員会調書において、競争参加希望者宣誓事項として「宣誓」というものがあるが、これは今後確認するものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は施工体制確認型を併用しており、開札において当社が設定した契約制限価格を満たした者について、施工体制確認にかかる評価を行い、その評価点を技術資料における評価点と合算し、最終的な技術評価点を算出することになります。そのため前段に付けている「保留」と記載された入札状況調書は、開札時点で既に第2回目の競争参加資格等審査委員会において決定している技術資料にかかる技術評価点を記載したものととなります。次に後段に付けている「落札決定」と記載されている入札状況調書は契約制限価格を満たした者に対し行った施工体制にかかる評価点(10点)を技術資料にかかる評価点に加算した最終的な技術評価点を記載したものととなります。 ・調達手続きとして競争参加希望者から競争参加確認申請書を提出していただきますが、当該申請書内において当該工事の設計にかかる受注者・下請負人との関係、施工管理業務の受注者との関係及び他の入札者との関係等について関連がない旨を誓約していただいております。その確認結果として「宣誓」と記載しております。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>2) 拡大型指名競争入札 「北陸自動車道 鯖石川橋補修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・36者を指名しているが、入札参加は3者と少ないものとなっている。他の工事でもこのような状況なのか。 ・この工種は、低入札となることが多いのか。 <p>3) 随意契約 [優先交渉方式]</p> <p>「上信越自動車道 矢代工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該契約方式を採用したのは、過去の一般競争入札が2回とも不成立となったことが理由なのか。 ・不成立となった一般競争入札による調達の際と、施工内容に変更はあるのか。 ・交渉は価格だけなのか、または工事の条件も交渉の対象となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大型指名競争入札はH25年度下期・H26年度と入札不調対策として多く実施しており、当該契約方式による場合、規定では10者以上を指名することとされていますが、当支社においては入札不成立を回避するとともに、多くの者から参加していただきたいため50者程度を指名することとしております。これまでの参加状況としましては、全体的に3者程度となっているのが現状です。 ・本工事の工種は「道路補修工事」となりますが、当該工種における当支社のH26年度実績では6件発生していることから、低入札となることが多い工種であるといえます。 ・1回目の一般競争入札が不成立となったことから、2回目の一般競争入札におきましては、不調対策として入札前価格交渉を追加し調達手続きを行いました。再度不成立となったため当該契約方式による調達手続きとしました。 ・本工事は、これまでの一般競争入札において、不落札や不成立となった下部工工事や工事用道路工事を含めるなど施工内容の見直しを行っており、本調達においても施工内容の見直しを行っております。 ・工事の条件変更などは交渉の対象とはなりません。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>・第2回競争参加資格等審査委員会における「工事等概要」資料において、審議事項が「交渉順位の決定」とあるが、これは何をいうのか。</p> <p>2 調査等</p> <p>「関越自動車道 破間川橋耐震補強設計」</p> <p>・本業務は特定した1者による見積合せとなるが、落札率が非常に高い。事前に価格交渉を行うのか。</p> <p>3 物品・役務</p> <p>「新潟支社管内 料金収受金警備輸送等業務」</p> <p>・履行期間が平成27年4月1日から平成32年2月4日までの58ヶ月間となっているが、履行期間満了日が月末となっていない理由は何か。</p> <p>・有効となる入札価格で1位の者が技術評価点が低いことから落札者とならず、入札価格が2位の者が技術評価が高いため落札者となっている。技術評価における差は何によるものか。</p>	<p>・第1回競争参加資格等審査委員会において、優先交渉方式による随意契約のための協議先を36者に決定し、これにより受注意向確認のための協議を行っており、第2回競争参加資格等審査委員会においては、この協議に基づき受注意向がある旨の回答を得た者について、交渉を行う順番を決定するものとなります。本工事につきましては、受注の意向がある者が1者のみでしたので、当該者を交渉先として決定しておりますが、複数者から受注意向の回答を得た場合は、交渉の順番を決定することとなります。</p> <p>・本業務は簡易公募型プロポーザル方式による調達手続きとしており、手続き開始の公告において業務規模を示すことから落札率は高くなっております。</p> <p>・本業務は平成32年1月31日までの収受金にかかる現金運搬等の業務を実施して貰うものですが、当該日(H32.1.31)は金曜日であり、業務仕様書により金曜日の収受金の入金業務は翌週の第二営業日となることから、2月4日(火)までを履行期間として設定しております。</p> <p>・ISOの取得状況により差が生じたものとなります。</p>
審査結果の報告	<p>【講評】</p> <p>○本日審議いたしました案件については、適正に処理されています。</p> <p>なお、全体的な意見・感想として、1つありますのでお伝えします。不調不落が多いことから契約成立を求められることは致し方ない事であり、様々な入札不調対策を講じ努力されていることが窺えますが、併せて価格の適切性や競争性の確保についても更に努めていただきたい。</p>	